



金 沢 市 公 報

号外第10号の10

平成26年(2014年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
公営企業管理規程		金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部
金沢市企業局水道技術管理者の職務に関する規程 (企業総務課)	1	を改正する規程 (") 3
金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程 (")	2	金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (") 3

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局水道技術管理者の職務に関する規程をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局水道技術管理者の職務に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第19条に規定する水道技術管理者(以下「技術管理者」という。)の職務の内容等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の職務)

第2条 技術管理者は、次に掲げる職務に従事し、及びこれらの職務に従事する他の職員を監督しなければならない。

- (1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (2) 法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査に関すること。
- (3) 給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (4) 法第20条第1項の規定による水質検査に関すること。
- (5) 法第21条第1項の規定による健康診断に関すること。
- (6) 法第22条の規定による衛生上の措置に関すること。
- (7) 法第23条第1項の規定による給水の緊急停止に関すること。
- (8) 法第37条前段の規定による給水停止に関すること。

2 技術管理者は、前項第7号又は第8号に規定する措置をとる場合は、事前に公営企業管理者(以下「管理者」という。)に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合で事前に通知を行うことができないときは、措置後直ちに管理者へ報告しなければならない。

(水道技術管理補助者の設置等)

第3条 技術管理者の職務を補助し、当該職務の円滑な処理を図るため、水道技術管理補助者(以下「補助者」という。)を置く。

- 2 補助者は、別に定める者をもって充てる。
- 3 補助者の職務は、別に定める。
- 4 補助者は、職務を行う場合において、重要又は異例な事項に属すると認められるものがあるときは、技術管理者に報告しなければならない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成23年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「	経営企画部	経営企画課	企画財務グループ	IT推進グループ	」を				
「	経営企画部	経営企画課	企画財務グループ	ICT推進グループ	」に、				
「		発電管理センター 水処理課	庶務グループ	施設整備グループ	水質管理グループ	城北維持管理グループ	臨海維持管理グループ	」を	
「		発電管理センター 水処理課	施設整備グループ	運転グループ	庶務グループ	施設整備グループ	水質管理グループ	施設管理グループ	」に

改める。

第5条の表中

「		IT推進グループ	1 電子計算組織の運用及び管理に関する事項 2 情報技術の高度利用に関する事項	」を
「		ICT推進グループ	1 電子計算組織の運用及び管理に関する事項 2 情報通信技術の利活用の推進に関する事項	」に

改める。

第8条の表中

「		発電管理センター	1 発電施設の建設及び改良に関する事項 2 発電施設の運転及び維持管理に関する事項	」を
「	発電管理センター	施設整備グループ	1 発電施設の建設、改良及び維持管理に関する事項	」に、
		運転グループ	1 発電施設の運転に関する事項	
「		城北維持管理グループ	1 城北水質管理センター及び浅野処理区内のポンプ施設の運転及び維持管理に関する事項 2 汚泥共同処理施設の運転及び維持管理に関する事項	」を
		西部維持管理グループ	1 西部水質管理センター及び西部処理区内のポンプ施設の運転及び維持管理に関する事項	
		臨海維持管理グループ	1 臨海水質管理センター及び臨海処理区内のポンプ施設の運転及び維持管理に関する事項	

施設管理グループ	1	水質管理施設及びポンプ施設の運転及び維持管理に関する事項	に
	2	汚泥共同処理施設の運転及び維持管理に関する事項	

改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「料金センター所長 ガス保安対策室長」を「所長 ガス保安対策室長」に、「所長（料金センター所長を除く。） 検査員室長」を「検査員室長 担当室長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 減価償却（第72条 第74条）」を

「第4節 減価償却（第72条 第74条）」

第7章の2 引当金（第74条の2）

に改める。

第7章の3 ファイナンス・リース取引に係る会計処理の特例（第74条の3）」

第4条第9項中「車両運搬具」を「自動車その他の陸上運搬具」に改める。

第62条を次のように改める。

（固定資産の範囲）

第62条 固定資産の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 立木

ウ 建物及び附属設備

エ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

オ 機械及び装置並びにその他の附属設備

カ 自動車その他の陸上運搬具

キ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上であり、かつ、取得価格が100,000円以上のものに限る。）

ク リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（第74条の3第1項の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うリース物件を除く。）であって、当該リース物件がアからキまで及びコに掲げるものである場合に限る。）

ケ 建設仮勘定（ウからキまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

コ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 水利権

- イ 借地権
- ウ 地役権
- エ 地上権
- オ 特許権
- カ 電話加入権
- キ 施設利用権
- ク リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（第74条の3第1項の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うリース物件を除く。）であって、当該リース物件がイからキまで及びケに掲げるものである場合に限る。）
- ケ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

- ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）
- イ 出資金
- ウ 長期貸付金
- エ 基金
- オ 長期前払消費税
- カ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
- キ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第63条の見出しを「(取得価額)」に改め、同条中「取得価格」を「取得価額」に改め、同条第4号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の固定資産」を「譲与、贈与その他無償で取得した固定資産」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第72条第2号中「翌年度」の次に「(リース資産にあつては、リース契約に基づくリース期間の開始月)」を加える。
第74条中「」第8条第3項」を「。以下「省令」という。）第15条第3項」に改める。
第7章の次に次の2章を加える。

第7章の2 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第74条の2 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において局の職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

第7章の3 ファイナンス・リース取引に係る会計処理の特例

第74条の3 省令第55条各号のいずれかに該当するときは、通常の賃貸借取引に準じて会計処理を行うものとする。

2 管理者は、省令第55条第3号のリース物件の重要性が乏しいものを別に定めるものとする。

第79条第3号を削り、同条第4号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 資産の評価

第79条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 引当金の計上

第81条に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第81条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書

別表第2中

		ガス売上			を
		ガス売上			に、

金 沢 市 公 報

	補助金		を
	補助金 長期前受金戻入		に、
		法定福利費	を
		法定福利費 賞与等引当金繰入額	に、
		修繕費	を
		修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額	に、
		ブタンガス原料費 ナフサガス原料費	を
		ブタンガス原料費	に、
		プロパンガス原料費	を
		プロパンガス原料費 その他引当金繰入額	に、
		旅費交通費 負担金及び分担金 補償費 食糧費 雑費 諸税 有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費 固定資産除却費 使用ガス費 材料費 需要開発費 熱量変更支援費	を

			報償費 旅費交通費 負担金及び分担金 補償費 食糧費 雑費 諸税 有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費 固定資産除却費 使用ガス費 材料費 需要開発費	に、
			諸欠損	を
			諸欠損 その他引当金繰入額	に、
			恩給及び退職給与金	を
			退職給付費	に、
			たな卸資産減耗費 使用ガス費	を
			たな卸資産減耗費 使用ガス費 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額	に、
		補助金 繰延勘定償却	補助金 企業債発行差金償却 開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却 災害損失償却	を
		補助金		に、
		固定資産売却損		を

金 沢 市 公 報

		固定資産売却損 減損損失 災害による損失			に、
		供給設備	減価償却累計額 (貸方)	製造設備に属するガスホルダーの出口から使用者に取り付けたガス栓までの設備 (休止設備に属するものを除く。)	を
		供給設備	リース資産 その他製造設備 減価償却累計額 (貸方)	製造設備に属するガスホルダーの出口から使用者に取り付けたガス栓までの設備 (休止設備に属するものを除く。)	に、
		業務設備	減価償却累計額 (貸方)		を
		業務設備	リース資産 その他供給設備 減価償却累計額 (貸方)		に、
		簡易ガス設備	減価償却累計額 (貸方)		を
		簡易ガス設備	リース資産 その他業務設備 減価償却累計額 (貸方)		に、
		休止設備	減価償却累計額 (貸方)		を

金 沢 市 公 報

		休止設備	リース資産 その他簡易ガス設備 減価償却累計額 (貸方)	に、
		建設仮勘定	減価償却累計額 (貸方)	を
		建設仮勘定	その他休止設備 減価償却累計額 (貸方)	に、
		電話加入権 施設利用権		を
		特許権 電話加入権 施設利用権 リース資産		に、
	投資			を
	投資その他の資産			に、
		基金 その他投資		を
		貸倒引当金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額		に、
	有価証券			を
	貸倒引当金 有価証券 受取手形 貸倒引当金			に、
		ブタン ナフサ		を
		ブタン		に、

		一般貸付金			を
	貸倒引当金	一般貸付金			に、
	前払費用				を
	前払費用 未収収益 貸倒引当金				に、
	その他流動資産	熱量変更共同事業	共同事業費 部品センター運営費 部品費 作業管理システム費 調整方法決定センター運営費		を
	その他流動資産				に、
繰延勘定	企業債 発行差金 開発費	開発費	その他流動資産 開発費 熱量変更事業費 共同事業費 部品センター運営費 部品費 作業管理システム費 調整方法決定センター運営費		を
	退職給与金 試験研究費 災害損失				
			その他流動資産		に、
	他会計借入金				を

	<p>他会計借入金</p> <p>リース債務</p>	<p>建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金</p>			に、
		<p>退職給与引当金 修繕引当金</p>			を
		<p>退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金</p>			に、
	<p>一時借入金</p>				を
	<p>一時借入金 企業債</p> <p>他会計借入金</p> <p>リース債務</p>	<p>建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金</p>			に、
		<p>その他前受金</p>			を
	<p>前受収益 引当金</p>	<p>その他前受金</p> <p>賞与等引当金 修繕引当金 その他引当金</p>			に、

		仮受消費税及び地方 消費税 熱量変更負担金 熱量変更補助金	共同事業負担金 部品センター運営負 担金 部品費負担金 作業管理システム負 担金 調整方法決定センター 運営負担金 共同化推進補助金 部品センター運営補 助金		を
		仮受消費税及び地方 消費税			に、
		その他流動負債			を
繰延収益	長期前受金 長期前受金収益化累	その他流動負債 再評価積立金 受贈財産評価額 補助金 工事負担金 寄附金 その他長期前受金		償却資産の取得又は 改良に充てるための 補助金、負担金その 他これらに類するも のの交付を受けた場 合におけるその交付 を受けた金額に相当 する額及び償却資産 の取得又は改良に充 てるために起こした 企業債の元金の償還 に要する資金に充て るため一般会計又は 他の特別会計から繰 入れを行った場合に おけるその繰入金 の額	に、

	計額	再評価積立金 受贈財産評価額 補助金 工事負担金 寄附金 その他長期前受金			
「	自己資本金				を
「	資本金				に、
「	借入資本金	組入資本金 企業債 他会計借入金			を
「		組入資本金			に、
「		建設改良積立金 液化天然ガス導入積立金			を
「		建設改良積立金			に、
「		当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (又は繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (又は当年度純損失)		を
「		当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (当年度純損失)		に

改める。

別表第3中

			水道料金 口径別使用料金		を
			水道料金		に、
			水道加入金		を
		長期前受金戻入			に、
			法定福利費		を
			法定福利費 賞与等引当金繰入額		に、
			修繕費		を
			修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額		に、
			かんがい補給費		を
			かんがい補給費 その他引当金繰入額		に、
		漏水防止費	薬品費	配水管の漏水防止等 維持及び作業に要す る費用	を
		漏水防止費	薬品費 その他引当金繰入額	配水管の漏水防止等 維持及び作業に要す る費用	に、
		受注工事費	諸税	給水装置の新設又は 修繕等の受注工事に 要する費用	を

金 沢 市 公 報

		受注工事費	諸税 その他引当金繰入額	給水装置の新設又は 修繕等の受注工事に 要する費用	に、
		業務費	諸税	料金の検針、調定及 びその他業務に要す る費用	を
		業務費	諸税 その他引当金繰入額	料金の検針、調定及 びその他業務に要す る費用	に、
		一般管理費	諸税	業務統括管理のため に直接又は間接に要 した費用	を
		一般管理費	諸税 その他引当金繰入額	業務統括管理のため に直接又は間接に要 した費用	に、
			恩給及び退職給与金		を
			退職給付費		に、
			諸税 試験研究費		を
			諸税 貸倒損失 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額		に、

金 沢 市 公 報

		繰延勘定償却	企業債手数料及び取扱料		を
			企業債発行差金償却 開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却 災害損失償却		
		貸倒償却	貸倒償却		
		施設改良費	施設改良費		
			企業債手数料及び取扱料		に、
		固定資産売却損			を
		固定資産売却損 減損損失 災害による損失			に、
		工具・器具・備品減 価償却累計額			を
		工具・器具・備品減 価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却 累計額			に、
		電話加入権 施設利用権			を
		特許権 電話加入権 施設利用権 リース資産			に、
	投資				を
	投資その他の資産				に、
		基金 その他投資			を

		貸倒引当金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額			に、
	有価証券				を
	貸倒引当金 有価証券 受取手形 貸倒引当金				に、
		一般貸付金			を
	貸倒引当金	一般貸付金			に、
	前払費用				を
	前払費用 未収収益 貸倒引当金				に、
繰延勘定	企業債発行差金 開発費 退職給与金 試験研究費 災害損失		その他流動資産		を
			その他流動資産		に、
	他会計借入金				を
	他会計借入金 リース債務	建設改良費等の財源 に充てるための企業 債 その他の企業債 建設改良費等の財源 に充てるための長期 借入金 その他の長期借入金			に、

		退職給与引当金 修繕引当金 施設改良引当金			を
		退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金			に、
	一時借入金				を
	一時借入金 企業債	建設改良費等の財源 に充てるための企業 債			に、
	他会計借入金	その他の企業債			
	リース債務	建設改良費等の財源 に充てるための長期 借入金 その他の長期借入金			
		その他前受金			を
	前受収益 引当金	その他前受金 賞与等引当金 修繕引当金 その他引当金			に、
		預り金	預り下水道使用料		を
		預り金			に、
		その他流動負債			を

		当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (又は繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (又は当年度純損失)	を
--	--	------------------------------	--	---

		当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (当年度純損失)	に
--	--	----------------------------	--	---

改める。

別表第4中

		電力料	電力料 濁水準備金引当 (借方) 濁水準備金取崩し	を
		電力料		に、
		一般会計補助金	一般会計補助金	を
		一般会計補助金 長期前受金戻入		に、
			法定福利費	を
			法定福利費 賞与等引当金繰入額	に、
			厚生福利費 賃金	を

金 沢 市 公 報

			賃金 厚生福利費		に、
			修繕引当金		を
			修繕引当金 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額		に、
			水利使用料		を
			水利使用料 その他引当金繰入額		に、
			退職給与金		を
			退職給付費		に、
			雑修繕費		を
			雑修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額		に、
	財務費用		諸税		を
	財務費用		諸税 貸倒損失 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額		に、
		繰延勘定償却	建設中利子振替額 (貸方) 企業債発行差金償却 開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却 災害損失償却	固定資産の勘定へ振替られた金額	を
			建設中利子振替額 (貸方)	固定資産の勘定へ振り替えられた金額	に、

		固定資産売却損			を
		固定資産売却損 減損損失 災害による損失			に、
			諸車		を
		リース資産	諸車		に、
			電話加入権 施設利用権		を
			特許権 電話加入権 施設利用権 リース資産		に、
		備品		耐用年数が1年以上 であり、かつ、取得 価格が20万円以上の もの	を
		備品			に、
			車輛		を
		リース資産	車両		に、
	投資及び基金				を
	投資その他の資産				に、
			一般貸付金		を
		貸倒引当金	一般貸付金		に、
「準ずるもの」を「準ずるもの。」に、					
		その他投資 長期前払費用			を

		長期前払費用 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額			に、
	有価証券		その他未収金		を
	貸倒引当金 有価証券 受取手形 貸倒引当金				に、
		一般貸付金			を
	貸倒引当金	一般貸付金			に、
	前払費用				を
	前払費用 未収収益 貸倒引当金				に、
繰延勘定	その他流動資産 企業債発行差金 開発費 退職給与金 試験研究費 災害損失				を
	その他流動資産				に、
	他会計借入金				を
	他会計借入金 リース債務	建設改良費等の財源 に充てるための企業 債 その他の企業債 建設改良費等の財源 に充てるための長期 借入金 その他の長期借入金			に、

		濁水準備引当金 退職給与引当金 修繕準備引当金		を
		退職給付引当金 修繕準備引当金 特別修繕引当金 その他引当金		に、
	一時借入金			を
	一時借入金 企業債	建設改良費等の財源 に充てるための企業 債 その他の企業債		に、
	他会計借入金 リース債務	建設改良費等の財源 に充てるための長期 借入金 その他の長期借入金		
		その他前受金		を
	前受収益 引当金	その他前受金 賞与等引当金 修繕引当金 その他引当金		に、
		その他流動負債		を
繰延収益	長期前受金	その他流動負債		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした

			再評価積立金 受贈財産評価額 補助金 工事負担金 寄附金 その他長期前受金	企業債の元金の償還 に要する資金に充て てるため一般会計又 は他の特別会計から 繰入れを行った場合 におけるその繰入金 の額	に、
		長期前受金収益化累 計額	再評価積立金 受贈財産評価額 補助金 工事負担金 寄附金 その他長期前受金		
「	自己資本金				を
「	資本金				に、
「	借入資本金	組入資本金 企業債 他会計借入金			を
「		組入資本金			に、
「		当年度未処分利益剰 余金 (又は当年度未処理 欠損金)	繰越利益剰余金年度 末残高 (又は繰越欠損金年 度末残高) 当年度純利益 (又は当年度純損失)		を

		当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (当年度純損失)	に
--	--	----------------------------	--	---

改める。

別表第5中

	営業収益	給水収益		主たる営業活動から生ずる収益	を
	営業収益	給水収益		主たる営業活動から生ずる収益	に、
		消費税及び地方消費税還付金	他会計補助金 消費税及び地方消費税還付金		を
		消費税及び地方消費税還付金 長期前受金戻入			に、
			賃借料		を
			賃貸料		に、
			法定福利費		を
			法定福利費 賞与等引当金繰入額		に、
			修繕費		を
			修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額		に、

金 沢 市 公 報

			取水路費		を
			取水路費 その他引当金繰入額		に、
		受注工事費	諸税	給水装置の新設又は 修繕等の受注工事に 要する費用	を
		受注工事費	諸税 その他引当金繰入額	給水装置の新設又は 修繕等の受注工事に 要する費用	に、
		総係費	諸税	事業活動の全般に関 連する費用並びに料 金の検針、調定及び その他の業務に要す る費用	を
		総係費	諸税 その他引当金繰入額	事業活動の全般に関 連する費用並びに料 金の検針、調定及び その他の業務に要す る費用	に、
			恩給及び退職給与金		を
			退職給付費		に、
		減価償却費	諸税		を
		減価償却費	諸税 貸倒損失 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額		に、

金 沢 市 公 報

		繰延勘定償却	企業債手数料及び取扱料		を
		貸倒償却	企業債発行差金償却 開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却 災害損失償却 貸倒償却		
			企業債手数料及び取扱料		に、
		固定資産売却損			を
		固定資産売却損 減損損失 災害による損失			に、
		工具・器具・備品減 価償却累計額			を
		工具・器具・備品減 価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却 累計額			に、
		電話加入権 施設利用権			を
		特許権 電話加入権 施設利用権 リース資産			に、
	投資				を
	投資その他の資産				に、
		基金 その他投資			を

		貸倒引当金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額			に、
	有価証券				を
	貸倒引当金 有価証券 受取手形 貸倒引当金				に、
		一般貸付金			を
	貸倒引当金	一般貸付金			に、
	前払費用				を
	前払費用 未収収益 貸倒引当金				に、
繰延勘定	企業債発行差金 開発費 退職給与金 試験研究費 災害損失		その他流動資産		を
			その他流動資産		に、
	他会計借入金				を
	他会計借入金 リース債務	建設改良費等の財源 に充てるための企業 債 その他の企業債 建設改良費等の財源 に充てるための長期 借入金 その他の長期借入金			に、

		退職給与引当金 修繕引当金			を
		退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金			に、
	一時借入金				を
	一時借入金 企業債	建設改良費等の財源 に充てるための企業 債 その他の企業債			に、
	他会計借入金	建設改良費等の財源 に充てるための長期 借入金 その他の長期借入金			
	リース債務				
		受注工事負担金 その他前受金			を
	前受収益 引当金	前受工事負担金 その他前受金 賞与等引当金 修繕引当金 その他引当金			に、
		その他流動負債			を
繰延収益	長期前受金	その他流動負債		償却資産の取得又は 改良に充てるための 補助金、負担金その 他これらに類するも のの交付を受けた場 合におけるその交付 を受けた金額に相当 する額及び償却資産 の取得又は改良に充 てるために起こした	

		再評価積立金 受贈財産評価額 補助金 工事負担金 寄附金 その他長期前受金		企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額	に、
	長期前受金収益化累計額	再評価積立金 受贈財産評価額 補助金 工事負担金 寄附金 その他長期前受金			
「	自己資本金				を
「	資本金				に、
「	借入資本金	組入資本金 企業債 他会計借入金			を
「		組入資本金			に、
「		当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (又は繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (又は当年度純損失)		を

		当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (当年度純損失)	に
--	--	----------------------------	--	---

改める。

別表第6中

			受託工事金収入 汚泥集約処理施設維持管理負担金	を
			受託工事収入 汚泥共同処理施設維持管理負担金	に、
			一般会計負担金	を
		長期前受金戻入	一般会計負担金	に、
			賃借料	を
			賃貸料	に、
		管渠費	給料 手当等 法定福利費 賃金 厚生福利費 被服費 賃借料 保険料 修繕費	下水道管渠の維持管理に要する費用 を
		管渠費	給料 手当等 法定福利費 賞与等引当金繰入額 賃金	下水道管渠の維持管理に要する費用

			厚生福利費 被服費 賃借料 保険料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額		に、
「		ポンプ場費	請負工事費 食糧費 雑費 諸税 薬品費 材料費 給料 手当等 法定福利費 賃金 厚生福利費 被服費 賃借料 保険料 修繕費	ポンプ場の維持管理に要する費用	を
「		ポンプ場費	工事請負費 食糧費 雑費 諸税 薬品費 材料費 その他引当金繰入額 給料 手当等 法定福利費 賞与等引当金繰入額 賃金 厚生福利費 被服費 賃借料 保険料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入	ポンプ場の維持管理に要する費用	に、

			額	
「		水質管理施設費	請負工事費	下水道処理場の維持 管理に要する費用
			食糧費	
			雑費	
			諸税	
			薬品費	
			材料費	
			給料	
			手当等	
			法定福利費	
			賃金	
			厚生福利費	
			被服費	
賃借料				
保険料				
修繕費	を			
「		水質管理施設費	工事請負費	下水道処理場の維持 管理に要する費用
			食糧費	
			雑費	
			諸税	
			薬品費	
			材料費	
			その他引当金	
			繰入額	
			給料	
			手当等	
			法定福利費	
			賞与等引当金	
			繰入額	
			賃金	
			厚生福利費	
			被服費	
			賃借料	
			保険料	
			修繕費	
			修繕引当金繰入額	
特別修繕引当金繰入額	に、			
「			旅費交通費	
			負担金及び補助	
			補償費	
			請負工事費	

		排水設備普及対策費	食糧費 雑費 諸税 薬品費 材料費 給料 手当等 法定福利費 賃金 厚生福利費 被服費 賃借料 保険料 修繕費	水洗化の普及促進及び水質規制に要する費用	を
		排水設備普及対策費	報償費 旅費交通費 負担金及び補助 補償費 工事請負費 食糧費 雑費 諸税 薬品費 材料費 その他引当金繰入額 給料 手当等 法定福利費 賞与等引当金繰入額 賃金 厚生福利費 被服費 賃借料 保険料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額	水洗化の普及促進及び水質規制に要する費用	に、

金 沢 市 公 報

		下水道使用料徴収事務費	給料 手当等 法定福利費 賃金 厚生福利費 被服費 賃借料 保険料 修繕費	使用料の検針及び徴収に要する費用	を
		下水道使用料徴収事務費	薬品費 その他引当金繰入額 給料 手当等 法定福利費 賞与等引当金繰入額 賃金 厚生福利費 被服費 賃借料 保険料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額	使用料の検針及び徴収に要する費用	に、
		総係費	請負工事費 食糧費 雑費 諸税 給料 手当等 法定福利費 退職給与金 賃金 厚生福利費 被服費 交際費 賃借料 保険料 修繕費	業務統括管理のために直接又は間接的に要した費用	を

		総係費	工事請負費 食糧費 雑費 諸税 その他引当金繰入額 給料 手当等 法定福利費 賞与等引当金繰入額 退職給付費 賃金 厚生福利費 被服費 交際費 賃借料 保険料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額	業務統括管理のために直接又は間接的に要した費用	に、
		減価償却費			を
		減価償却費	貸倒損失 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額		に、
		繰延勘定償却	企業債手数料及び取扱料 企業債発行差金償却 開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却 災害損失償却		を
		貸倒償却	貸倒償却		に、
		固定資産売却損	企業債手数料及び取扱料		を

「		固定資産売却損 減損損失 災害による損失			に、
「			電機設備		を
「			電気設備		に、
「		工具・器具及び備品 減価償却累計額			を
「		工具・器具及び備品 減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却 累計額			に、
「		電話加入権 施設利用権			を
「		特許権 電話加入権 施設利用権 リース資産			に、
「	投資				を
「	投資その他の資産				に、
「		基金 その他投資			を
「		貸倒引当金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額			に、
「	有価証券				を
「	貸倒引当金 有価証券 受取手形 貸倒引当金				に、
「		一般会計貸付金			を

「	貸倒引当金	一般貸付金	」	に、
「	前払費用		」	を
「	前払費用 未収収益 貸倒引当金		」	に、
「	繰延勘定 企業債発行差金 開発費 退職給与金 試験研究費 災害損失	その他流動資産	」	を
「		その他流動資産	」	に、
「	他会計借入金		」	を
「	他会計借入金 リース債務	建設改良費等の財源 に充てるための企業 債 その他の企業債 建設改良費等の財源 に充てるための長期 借入金 その他の長期借入金	」	に、
「		退職給与引当金 修繕引当金	」	を
「		退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金	」	に、
「	一時借入金		」	を

	一時借入金 企業債 他会計借入金 リース債務	建設改良費等の財源 に充てるための企業 債 その他の企業債 建設改良費等の財源 に充てるための長期 借入金 その他の長期借入金			に、
		その他前受金			を
	前受収益 引当金	その他前受金 賞与等引当金 修繕引当金 その他引当金			に、
		その他流動負債			を
繰延収益	長期前受金	その他流動負債 再評価積立金 受贈財産評価額 国庫補助金 県補助金		償却資産の取得又は 改良に充てるための 補助金、負担金その 他これらに類するも のの交付を受けた場 合におけるその交付 を受けた金額に相当 する額及び償却資産 の取得又は改良に充 てるために起こした 企業債の元金の償還 に要する資金に充て るため一般会計又は 他の特別会計から繰 入れを行った場合に おけるその繰入金の 額	に、

	長期前受金収益化累計額	他会計負担金 受益者負担金 工事負担金 寄附金 その他長期前受金 再評価積立金 受贈財産評価額 国庫補助金 県補助金 他会計負担金 受益者負担金 工事負担金 寄附金 その他長期前受金			
「	自己資本金				」を
「	資本金				」に、
「	借入資本金	組入資本金 企業債 他会計借入金			」を
「		組入資本金			」に、
「		当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (又は繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (又は当年度純欠損)		」を

		当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (当年度純損失)	に
--	--	----------------------------	--	---

改める。

様式第10号中「みなし原価」を「長期前受金」に、「残存価格」を「残存価額」に、

年 月 日	摘 要	帳簿原価		減価償却額	償却累計額	帳簿価額	備考
		数量	金 額				

年 月 日	摘 要	帳簿原価		減 価 償 却 額	償 却 累 計 額	帳 簿 価 額	長 期 前 受 金	長 期 前 受 金 戻 入	長期前受金収益化累計額	長 期 前 受 金 残 高	備考
		数量	金額								

改める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市企業局会計規程の規定は、平成26年度分からの会計事務について適用し、平成25年度分までの会計事務については、なお従前の例による。

平成26年(2014年)3月31日 印刷
平成26年(2014年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄